

デジタル人材育成支援事業補助金

秋田市では、市内企業のデジタル化促進による業務や労働環境の改善を支援するため、デジタルリテラシー向上に資する教育訓練講座やセミナーの受講、業務委託等に要した費用の一部を補助します。

対象者 市内に事業所を有する法人

対象事業 IoT、AI、クラウド、ビッグデータ、RPA等に関連し、社員等のデジタルリテラシーの向上に資するもので以下のいずれかに該当するもの。

- ①厚生労働省が認定する教育訓練給付制度の対象となるデジタル関係講座（ITスキル標準レベル2以上）の受講
- ②民間事業者による講座等
- ③専門家によるコンサルティング業務

対象経費 受講料、研修費、教材費(パソコン本体等の機器類やシステム、ソフトウェアは対象外)、講師・専門家の謝金および旅費、委託費等

補助額 上限50万円

補助率 市内に本店・支店・営業所を有する企業が実施する対象事業
→対象経費(税込)の 1 / 2 以内

上記以外の企業が実施する対象事業
→対象経費(税込)の 1 / 3 以内

申請期間 令和5年2月28日まで（ただし、予算額に達し次第、受付終了）

その他 令和5年3月14日までに対象経費の支払ができるもの

令和4年10月発行

◆◆◆どうぞお気軽にお問い合わせください◆◆◆（申請書類は裏面に掲載）

秋田市産業振興部企業立地雇用課雇用労働担当

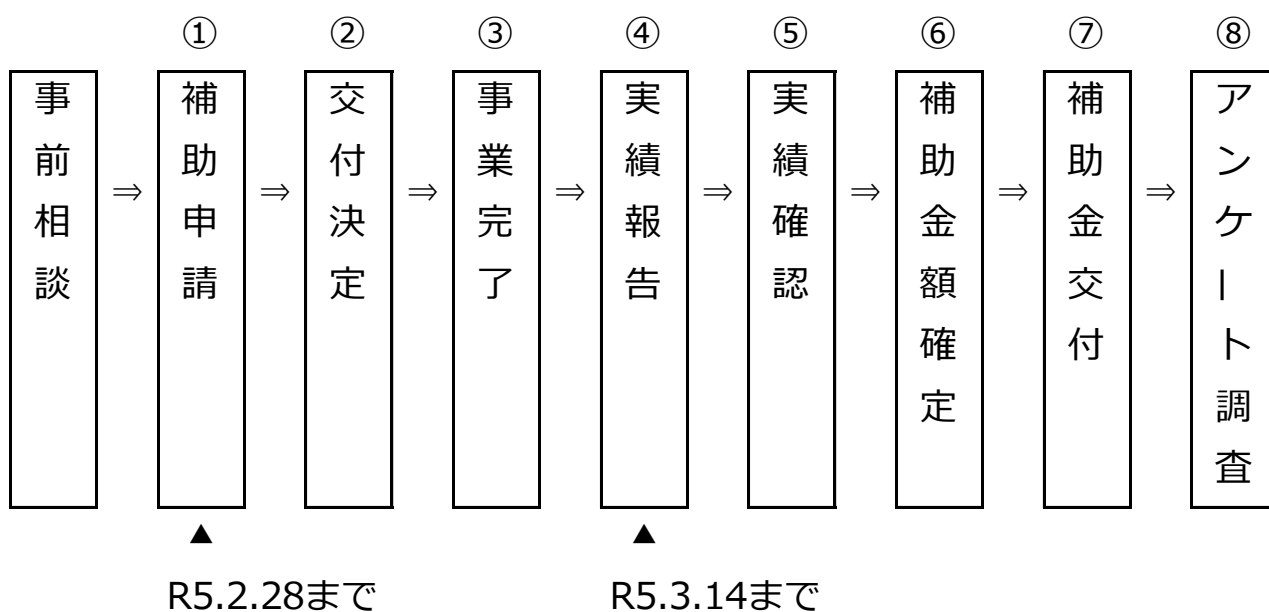
〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 [3階 窓口3-7]

TEL 018-888-5734 / FAX 018-888-5732

E-mail ro-inbl@city.akita.lg.jp

【申請の流れ】

※③事業完了後の補助申請は補助対象外



【デジタル人材育成支援事業補助金の申請書類】

※申請書類は、ホームページからダウンロードできます。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号） ※押印不要

(2) 事業計画書(別紙1)

※事業内容が分かる資料および対象経費の内訳の記載がある見積書等を添付

(3) 誓約書(別紙2)

(4) 市内で事業を営んでいることを確認できる書類

(法人登記事項証明書、定款、所在地証明書の写し等)

(5) 納税証明書(完納証明書「市税に未納がないことの証明書」)

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

インターネット

秋田市デジタル人材育成支援事業 検索